

防府市上下水道局企業職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導  
実施要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8、第66条の9及び第104条並びに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の2から第52条の8までの規定に基づき、職員の長時間勤務に係る産業医による面接指導（以下「面接指導」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(面接指導の対象者)

第2条 面接指導の対象者は、次の各号のいずれかに該当する職員（以下「面接指導対象職員」という。）とする。

- (1) 時間外勤務（防府市上下水道局企業職員就業規程（昭和43年水道局規程第8号）第3条第1項に規定する勤務時間を超えた勤務）が1月当たり60時間以上の職員
- (2) 時間外勤務が1月当たり45時間以上60時間未満で、局からの面接指導の勧奨を受けた職員
- (3) 前二号の規定に関わらず、時間外勤務が1月当たり21時間以上45時間未満で、本人から面接指導の申し出があった職員

(対象者の把握)

第3条 総務課長は、毎月1回、職員の時間外勤務の算定及び申し出により、前条に定める対象者を把握するものとする。

(面接指導を受ける義務)

第4条 第2条第1号に該当する職員は、長時間勤務による健康障害の防止を図るため、この要綱に基づく面接指導を受けなければならない。ただし、大規模な災害等による場合はこの限りでない。

(面接指導等の勧奨及び申出)

第5条 総務課長は、第2条第2号に該当する職員に対し、文書や電子メール等により、産業医による面接指導または職員総合相談員との相談（以下「面接指導等」という。）を勧奨するものとする。

2 前項の規定による勧奨を受けた職員は、面接指導等の希望の有無について、面接指導等申出書（第1号様式）により総務課長に申し出るものとする。

3 第2条第3号に該当する職員は、総務課長に面接指導の希望を申し出るものとする。

（面接指導の実施方法等）

第6条 総務課長は、面接指導対象職員に対して、当該職員の時間外勤務に関する情報及び面接指導の日程等について、産業医による面接指導通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 総務課長は、前項に規定する通知を行うときは、当該職員の所属長（以下「所属長」という。）に対して、面接指導に関する情報提供を行うものとする。

3 面接指導対象職員は、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（第3号様式）を記入し、面接指導を受けるときに産業医に提出するものとする。

（産業医への情報提供）

第7条 総務課長は、面接指導対象職員の氏名及び時間外勤務に関する情報を、別に定める書面により産業医に提供するものとする。

2 総務課長は、面接指導を実施する職員の業務に関する情報であつて、産業医が職員の健康管理指導を適切に行うために必要と認めるものについて、文書等により産業医に提供するものとする。

3 産業医は、面接指導の実施に際して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

4 産業医は、面接指導の実施に際して収集した個人情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

（面接指導を受けるのに要する時間の取扱い）

第8条 面接指導を受けるのに要する時間は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第20号）第2条第2号により、職務に専念する義務を免除する。

2 所属長は、当該職員が指定された日時に面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

（面接指導における確認事項）

第9条 産業医は、面接指導を行うに当たって、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 当該職員の勤務の状況
  - (2) 当該職員の疲労の蓄積の状況
  - (3) 当該職員の心身の状況
- (産業医からの意見聴取)

第10条 総務課長は、面接指導終了後、産業医に対して、面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書（第4号様式）により、結果の報告及び意見の提出を求めるものとする。

2 総務課長は、産業医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、必要な就業上の措置を講じなければならない。

(面接指導結果の記録)

第11条 総務課長は、産業医から提出された面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書（面接指導結果の記録）を5年間保存しなければならない。

(面接指導結果の共有範囲)

第12条 産業医から提出された面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書は、総務課内のみで保有し、そのうち就業上の措置の内容など職務遂行上必要な情報に限定して、所属長に提供する。

(守秘義務)

第13条 この要綱に基づく面接指導の事務に従事した職員は、面接指導の実施に関し知り得た秘密、面接指導を受ける職員の心身の状況その他職員個人の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）総務課長

所 属

氏 名

面接指導等申出書

私は、防府市上下水道局企業職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 面接指導等の希望（いずれかを選択）

- 上下水道局が指定する産業医による面接指導を希望する
- 職員総合相談員による面接相談を希望する
- 面接指導等を希望しない

2 面接指導等を受けるに当たり配慮を求める事項

年 月 日

様

総務課長

産業医による面接指導通知書

防府市上下水道局企業職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 面接指導の趣旨

長時間の時間外勤務を行ったことによる職員の脳・心臓疾患やメンタル不調の未然防止を目的に、産業医による面接指導を実施するものです。

なお、面接指導終了後には、産業医から総務課へ、就業上必要な措置の内容を中心に記載した面接指導結果報告書が別途提出されることとなります。

2 時間外勤務時間

- 時間外勤務が月60時間以上の職員
- 時間外勤務が月45時間以上60時間未満で局からの面接指導の要請を受けた職員
- 時間外勤務が月21時間以上45時間未満で、本人から面接指導の申し出があった職員

対象月						
時間外勤務時間						

3 日 時 年 月 日 ( ) (所要時間15分程度)  
時 分から 時 分 の間に実施

※担当者等からの連絡後、面接場所にお越しくください。

4 場 所

5 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（第3号様式）」を記入し、当日、産業医に提出してください。

## 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

**1. 最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の に✓を付けてください。**

1. イライラする	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
2. 不安だ	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
3. 落ち着かない	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
4. ゆうつだ	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
5. よく眠れない	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
6. 体の調子が悪い	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
7. 物事に集中できない	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
8. することに間違いが多い	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
10. やる気が出ない	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
11. へとへとだ(運動後を除く)	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	ほとんどない(0)	時々ある(1)	よくある(3)

<自覚症状の評価> 各々の答えの( )内の数字を全て加算してください。 合計  点

0～4点	5～10点	11～20点	21点以上
------	-------	--------	-------

**2. 最近1か月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の に✓を付けてください。**

1. 1か月の時間外労働	ない又は適当(0)	多い(1)	非常に多い(3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	少ない(0)	多い(1)	-
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	ない又は小さい(0)	大きい(1)	-
4. 深夜勤務に伴う負担(1)	ない又は小さい(0)	大きい(1)	非常に大きい(3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	適切である(0)	不適切である(1)	-
6. 仕事についての精神的負担	小さい(0)	大きい(1)	非常に大きい(3)
7. 仕事についての身体的負担(2)	小さい(0)	大きい(1)	非常に大きい(3)

1: 深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時 - 午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。

2: 肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

<勤務の状況の評価> 各々の答えの( )内の数字を全て加算してください。 合計  点

A	0点	B	1～2点	C	3～5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

### 3. 総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤 務 の 状 況			
		A	B	C	D
自覚症状		0	0	2	4
		0	1	3	5
		0	2	4	6
		1	3	5	7

糖尿病や高血圧症等の疾病がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

➡ あなたの仕事による負担度の点数は： 点（0～7）


判 定	点 数	仕事による負担度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

### 4. 疲労蓄積予防のための対策

あなたの仕事による負担度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、仕事による負担度が判定できます。負担度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2.に掲載されている“勤務の状況”の項目(点数が1または3である項目)の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については自分でそれらの項目の改善を行ってください。個人の裁量で改善不可能な項目については、上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかりと取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養を取りやすくするので、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

#### 【参考】時間外労働と脳血管疾患・虚血性心疾患との関連について

時間外労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。医学的知見をもとに推定した、時間外労働時間(1週当たり40時間を超える部分)と脳出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患の発症などの健康障害のリスクとの関連性を下表に示しますので参考にしてください。上のチェックリストで仕事による負担度が低くても時間外労働時間が長い場合には注意が必要です。

時間外労働時間	月45時間以内	時間の増加とともに健康障害のリスクは徐々に高まる	月100時間または2～6か月平均で月80時間を超える
健康障害のリスク	低い		高い

